

福岡県公報

令和 4 年 2 月 22 日
第 276 号

目次

告示 (第143号 - 第150号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請の概要 (環境保全課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出 (保護・援護課) 4

公告

- 宅地建物取引業者の事務所の不確知 (建築指導課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (中小企業振興課) 6
- 福岡県民スポーツ栄誉賞被受賞者の決定 (スポーツ企画課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 6

公安委員会

- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域課) 7

告示

福岡県告示第143号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡県	県道	船越原線	前	糸島市新田466番1先から 糸島市新田1073番2先まで	7.5 ～ 33.7	917.6
			前	糸島市新田466番1先から 糸島市前原北二丁目1742番6先まで	16.0 ～ 127.6	1,280.0
			後	糸島市新田466番1先から 糸島市新田1073番2先まで	7.5 ～ 33.7	917.6
			後	糸島市新田466番1先から 糸島市前原北二丁目1742番6先まで	16.0 ～ 45.0	1,280.0

福岡県告示第144号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	船 越 前 原 線	糸島市新田466番1先から 糸島市前原北二丁目1742番6先まで

福岡県告示第145号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和4年2月22日から令和4年3月15日までの間、福岡県環境部環境保全課及び築上町住民生活課において公衆の縦覧に供する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 築上郡築上町大字西八田

名 称 航空自衛隊 築城基地

代表者の氏名 築城基地司令 大嶋 善勝

2 事業場の所在地及び名称

所在地 築上郡築上町大字西八田

名 称 航空自衛隊 築城基地

3 変更しようとする事項

排出水の汚染状態及び排水量の変更

4 - 1 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口①			
当該排水口における汚染状態の通常値	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大

及び最大の値	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20	18.7	18.9
	化学的酸素要求量 (mg/L)	25	25	23.1	23.4
	浮遊物質量 (mg/L)	50	70	45.0	63.2
	窒素含有量 (mg/L)	17	30	16.0	27.9
	りん含有量 (mg/L)	1.6	2.7	1.5	2.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	-	-	-	-
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000	3,000	3,000
	排出水量 (m ³ /日)	429.0	561.0	481.8	627.0

4 - 2 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口②	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	15	20
	浮遊物質量 (mg/L)	25	30
	窒素含有量 (mg/L)	2.0	8.0
	りん含有量 (mg/L)	0.2	1.8
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	1	2
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-
	排出水量 (m ³ /日)	4.4	6.2

4 - 3 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口	排水口③

当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	10	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	浮遊物質 (mg/L)	10	10
	窒素含有量 (mg/L)	10	10
	りん含有量 (mg/L)	1.0	1.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	-	-
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-
	排出水量 (m ³ /日)	5.0	5.0

4 - 4 排水水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水水の排水口		排水口④	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	浮遊物質 (mg/L)	3	3
	窒素含有量 (mg/L)	52	88
	りん含有量 (mg/L)	3.3	6.1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	-	-
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-
	排出水量 (m ³ /日)	1.0	1.0

4 - 5 排水水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水水の排水口	排水口⑤
-------------------	------

当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	20
	浮遊物質 (mg/L)	50	50
	窒素含有量 (mg/L)	30	30
	りん含有量 (mg/L)	3.0	3.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	-	-
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-
	排出水量 (m ³ /日)	12	12

福岡県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	枝 光 今古賀 線	前	柳川市三橋町枝光372番3先から 柳川市三橋町柳河1062番19先まで	7.0 ~ 14.8	892.5
			後	柳川市三橋町枝光372番3先から 柳川市三橋町柳河1062番19先まで	7.0 ~ 14.8	892.5

		後	柳川市三橋町枝光372番8先から 柳川市三橋町柳河1068番先まで	7.7 ～ 10.2	805.0
--	--	---	--------------------------------------	------------------	-------

福岡県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
田介薬66	タカサキ薬局 田川店	田川市大字楠1700-150	R 4・1・1	居管・予居管
八女支45	グループホーム春の山	八女市上陽町北川内182番地1	R 3・11・1	認共・予認共
嘉麻支35	リハビリデイサービス フクラス嘉麻	嘉麻市鴨生519-2	R 4・1・1	一号通

福岡県告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
柳介96	柳川すぎ病院	柳川市三橋町高畑263-1	R 3・12・31
朝支1	たちあらいケアプランサービス	朝倉郡筑前町山隈842番地1	R 4・1・31

福岡県告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行介薬11	調剤薬局クスリのよこい	行橋市宮市町1-4	行橋市宮市町1-5	R 3・12・13
小居52	ひばり訪問看護ステーション	小郡市祇園二丁目1番17号	小郡市小郡1246番地1号	R 4・1・12
行居33	グループホーム愛の家	行橋市南泉二丁目28番2号	行橋市流末1277番地3	R 3・10・1
行支31	ケアプランセンター虹の家	行橋市南泉二丁目28番3号	行橋市流末1277番地3	R 3・10・1
行居155	訪問介護虹の家	行橋市南泉二丁目28番3号	行橋市泉中央六丁目11-15	R 3・4・1
粕支59	ケアプランセンターココケア	糟屋郡須恵町須恵406-16	糟屋郡志免町片峰一丁目4-10 サンテイル片峰C102号	R 3・9・1

福岡県告示第150号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第

4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	再開年月日
み居62	船小屋病院訪問看護ステーションほたる	みやま市瀬高町坂田91-1	R4・2・1

公 告

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1)第18396号	有限会社魁翔 代表取締役 吉野 信幸	北九州市小倉北区白萩町5-18白萩光和ビル103号室
福岡県知事(1)第19353号	株式会社スムーズ 代表取締役 古田 爛	北九州市小倉北区山門町5-30小文字ハイツ101

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市東大橋二丁目2123番1から2123番3まで、2126番2、2127番1及び2127番3から2127番5まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区中井四丁目6番6-1210号

塩川 哲司

中間市朝霧四丁目7番16号

青木 崇

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字猪野字南978番1及び978番17
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
太宰府市通古賀三丁目22-7-703
岩田 誠司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年2月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市横田字庄ノ町8番3、8番23、9番2、9番4、9番6、9番12、9番19、9番21から9番52まで、10番2、10番19から10番21まで並びに片島一丁目601番38から610番40まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

飯塚市仁保232番地 7
高栄土地開発株式会社
代表取締役 縄手 泰治

公告

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和 4 年 2 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和 4 年 2 月 22 日から令和 4 年 3 月 23 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県商工部中小企業振興課に備え置きます。

公告

福岡県スポーツ顕彰規程（平成 8 年 3 月福岡県告示第 467 号の 3）第 4 条の規定に基づき、福岡県民スポーツ栄誉賞被表彰者を次のとおり決定したので、同規程第 5 条第 3 項の規定により公表する。

令和 4 年 2 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

主な業績	被表彰者
東京2020オリンピック競技大会野球（男子）優勝	梅野 隆太郎

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（3 級基準点測量（2 点））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区	令和 4 年 1 月 31 日

公告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第 39 条において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 4 年 2 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
県道上新入直方線 直方市大字上新入 外 1 路線	令和 4 年 1 月 31 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和 4 年 2 月 7 日新宮町告示第 13 号）

公安委員会

福岡県公安委員会規則第 4 号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 4 年 2 月 22 日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 福岡県西警察署の部今津駐在所の項中「今津737番地 3」を「今津727番地 8」に改め、同表福岡県豊前警察署の部吉富駐在所の項中「大字広津304番地 1」を「大字広津340番地 1」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 1 福岡県西警察署の部今津駐在所の項の改正規定 令和 4 年 3 月 1 日
- (2) 別表第 1 福岡県豊前警察署の部吉富駐在所の項の改正規定 令和 4 年 3 月 14 日